

審議結果並びに経過

杉村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正」について審議され、その概要は次のとおりでした。

開会 午前 10 時 45 分

◎杉村定男委員長

それでは総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。本日、御協議願います案件は「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正について」であります。

それでは当局から説明をお願いいたします。総務部長。

●藤本亨総務部長

総務政策委員会に引き続きまして、協議会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、委員長仰せのとおりでございます。

これにつきましては、平成 24 年度の税制改正に伴いまして、市税条例及び都市計画税条例を改正する必要が生じますので、その部分につきまして本日、御説明させていただくものでございます。

これは現在、国会で審議中でございます。

例年ですと 3 月の末ごろに可決成立して、公布がされるという見込みとなっております。

本日御説明させていただきますのは、その中の 4 月 1 日施行分がございまして、その部分について御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、この 4 月 1 日分の部分につきましては、法令のとおり改正をさせていただくということで、伊勢市の裁量権というのは入ってございませぬ。伊勢市独自の改正というのは入ってございませぬので、その点も御了承いただきたいと思います。

後ほど、課税課長のほうから御説明申し上げますけれども、3 月の末日に可決成立という見込みとなりますことから、その際にはですね、専決処分、その部分につきましても御了解を賜りたいと考えております。

その部分も合わせまして御協議のほど、よろしくをお願いいたします。

◎杉村定男委員長

課税課長。

●岡康弘総務部課税課長

それでは、地方税法の一部改正に伴う、市税条例及び都市計画税の一部改正案の概要につきまして、御手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず資料の1番につきましては、固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長でございます。

固定資産税、都市計画税につきましては、現行、負担調整措置という制度がございます。これは、平成6年度から固定資産税評価額が、全国一律に地価公示価格等の7割水準とするように引き上げられましたが、それによって税負担が急増しないように、設けられている制度でございます。

負担調整措置によりまして、税の算出の基となります課税標準額を調整するための割合である負担水準の高い土地については、税負担の引下げ又は据え置きを行い、負担水準の低い土地につきましては、なだらかに税負担を上昇させ、負担水準のばらつき幅を狭めていく仕組みがとられております。

平成24年度は、3年ごとの評価替えの基準年度に当たりますことから、この負担調整措置の適用期間につきまして、「平成21年度から平成23年度まで」とあります現行の規定を、「平成24年度から平成26年度まで」に延長しようとするものでございます。

続きまして、2番目の固定資産税及び都市計画税の住宅用地に係る据置特例の改正でございます。

これは、住宅用地につきましては、現行、負担水準80パーセント以上のものは、前年度の課税標準額を据置くこととなっているものでございますが、負担水準80パーセント以上の住宅用地と、80パーセント未満の住宅用地の現在の割合から、この不均衡是正の措置が概ね終了したものとされまして、負担水準90パーセント以上のものについては、前年度課税標準額を据置く経過措置が講じられたうえで、平成26年度から、この当該据置き特例が廃止されるものでございます。

続きまして、3番の固定資産税及び都市計画税の下落修正措置の適用期間の延長でございます。

これは、評価替年度の翌年度及び翌々年度につきましては、価格の据置き年度とされているものでございますが、この据置き年度においても、地価が下落している場合には、価格の下落修正ができる特例措置につきまして、適用期間を延長して、平成25年度及び平成26年度についても継続しようとするものでございます。

また、地方税法の一部改正に伴いまして、市税条例及び都市計画税条例のその他条項の整備を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございますので、御了承賜りたいと存じます。

以上が、市税条例及び都市計画税条例の一部改正案の概要でございます。

何とぞ、よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

福井委員。

○福井輝夫委員

この3番をちょっと教えてください。

現行22年度から23年度、改正案25年度から26年度。24年度はどうなりますか。

◎杉村定男委員長

課税課長。

●岡康弘総務部課税課長

少し分かりにくいような感じだと思うのですが、基本的にこの部分というのは、土地の値段、基本的に評価額というのは3年間、据え置かれるというのが基本的な考え方です。

そのうえで、この24年度というのは評価替えの年にあたりますので、その年に評価額が決定されますが、本来ですと24、25、26と同じ金額を、評価額をされることになっているのですが、最高裁判例が出ておりまして、土地の下落が生じているのに、私ども、評価額というよりも現行の金額が、実勢価格が下回った場合には違法行為が生じるという判例が出た段階で、3年間据え置きは違法行為であるということ、下げられた場合は、下回った場合は下げるという制度がその時からできまして、結果としまして、今、委員仰せのとおり2年目、3年目においても下落している場合には評価額を訂正しなさい、修正しなさい、修正できるという形の法の規定になっておりますので、1年目については評価が決定している、だから条例上の規定としましては、2年目と3年目の部分を規定するという主旨になっておりますので、何かこう1年目は抜けているのではないかというふうに読めてしまうのですが、評価の考え方のうえでそういうふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎杉村定男委員長

他にありませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと教えてください。

公示価格か何かで7割、今説明があった、7割で止めとるわな。そこへいくまでに、低いところは徐々に上げていくわな。近づけていく措置を取っている。これを3年間延ばしたると、こういうことやな。

7割のところまでもっていく、いきなり、ここで本当は税金をかけんならんけど、それではかなり負担率が高くなっていくので、徐々に上げていくということ、そういう理解でよろしいか。3年延ばすと。

◎杉村定男委員長

課税課長。

●岡康弘総務部課税課長

委員仰せのとおり、これまで時限立法的に3年ごとに区切っておりますので、その同じ取り扱いを3年間延ばしていただくと、こういう形になっております。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午前10時49分